

(No.408)

ごかの お知らせ

お知らせ

■生活相談について

(総務課)

隣保事業（生活相談員）による生活相談（人権・福祉・教育・就業等）を実施しております。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所

- ・ふれあいセンター
- ・堀之内集会所

※各相談所の相談日時等につきましては、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

☎(84)3595

■五霞ふれあい祭りの開催について

(企画財政課)

本年度の「五霞ふれあい祭り」の開催日程が次のとおり決定しましたので、お知らせします。

○日時 11月1日(日)

午前9時から午後2時まで

(予定)

※予備日 11月3日(火)

○場所 五霞中学校グラウンド

○内容 発表、出店、その他

※詳細は、決まり次第お知らせします。

○お問い合わせ

ふれあい祭り運営委員会事務局

(企画・情報G 内線221)

■「たばこ」の購入は

町内で

(町民税務課)

○「町たばこ税」とは

町たばこ税は、製造たばこの消費に対して課される税金で、たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）や卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡したときにかかる税金です。

町たばこ税を納める納税義務者は、卸売販売業者等です。ただし、たばこの価格には町たばこ税が含まれているので、実際に町たばこ税を負担するのは、たばこの消費者です。

○「たばこ」は町内で

町たばこ税は、たばこを販売する小売店が所在する町の税収となります。

町内でたばこを買っていたら、たばこ1箱につき約66円が町の収入となり、町が施策を行う際の貴重な財源となりますので、たばこは町内で購入していただきますようお願いいたします。

※五霞町の町たばこ税の税収は約7千万円です。(平成20年度)

○たばこ1箱(300円20本入)に占める税金の割合

たばこ税の合計額

174円88銭

【税内訳】

町たばこ税 65円96銭

県たばこ税 21円48銭

国たばこ税 71円04銭

たばこ特別税 16円40銭

つまり、300円のたばこ1箱を購入すると、そのうち約175円が税金(消費税は含まない)で、そのうちおよそ66円が町に納付されることとなります。なお、たばこの煙は、ご自身や周りの人などの健康に影響を及ぼします。喫煙の際には、周りの人の迷惑にならないようご注意ください。

○お問い合わせ

税務G (内線251)

■国民年金の学生納付特例制度

(町民税務課)

国民年金は、高齢または事故・病気で障害が残ったときなどに私たちの生活が損なわれることのないよう、お互いを支え合う制度です。20歳以降の在学期間の保険料を猶予し、社会人になってから保険料を納めてもらう学生納付特例制度があります。

対象となるのは、大学(大学院)、短大、高等・高専・専修学校等に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が原則118万円以下であるときです。申請は、毎年度必要となります。

○受付日

7月1日(水)から

※所得のない学生の受付は随時行っています。

○申請場所

町民税務課

○手続きに必要なもの

・印鑑

・学生証(在学証明書)の写し

※一部、学校法人の認可を受けていない学校は適用されません。

※学生以外で、所得がない場合等には別の免除制度があります。お気軽にご相談ください。

○お問い合わせ

町民G (内線230)

■個人事業税の納税は 便利な口座振替で

(町民税務課)

個人事業税の納税は、公共料金と同じように預金口座から自動的に納税ができ、大変安全で便利です。手続きは預金口座のある金融機関で簡単にできますので、印鑑をご持参のうえお申し込みください。

その他ご不明な点は筑西県税事務所総務課管理担当までお問い合わせください。

○お問い合わせ

筑西県税事務所

☎0296(24)9184

親子体操「ひよこクラブ」

「ひよこクラブ」では月毎に、楽しい親子体操のプログラムを用意しています。7月は『マットとび箱』を使って楽しく遊ばしよ。7月

◆日時：7月10日(金)①10:15~②11:15~ ◆対象：未就園児と親

◆場所：五霞保育園ホール ◆持ち物：上ばき(親と子)

※事前連絡なしで、どなたでも参加出来ます。

★★★幼稚園見学会★★★

日時・・・7月16日(木)①10:15~②11:15~

対象・・・来年度幼稚園入園を予定されている方

持ち物・・・上ばき(親と子)

※見学希望の方は、事前に電話で予約をお願いします。

五霞子育て支援センター ☎0280-84-3788 担当:小松
茨城県猿島郡五霞町元栗橋1563-3 <http://www.goka.ed.jp/>



参加費
無料